

昭和四十六年建設省令第二十九号

積立式宅地建物販売業法施行規則

積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)第四条第二項第三号、同項第五号、第十二条第二項、第十六条、第十九条第二項(第二十六条第三項において準用する場合を含む)、第二十三条第二項、同条第三項、第三十七条第一項、第三十八条第三十九条、第四十二条、第四十七条、第四十九条及び附則第三項並びに積立式宅地建物販売業法施行令(昭和四十六年政令第三百四十五号)第五条第一項第六号、同条第二項第六号及び同項第七号の規定に基づき、並びに積立式宅地建物販売業法を実施するため、積立式宅地建物販売業法施行規則を次のように定める。

(許可申請書の様式)

第一条 積立式宅地建物販売業法(以下「法」という)第四条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一によるものとする。

第二条 削除

(添付書類)

第三条 法第四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、積立式宅地建物販売の契約の締結及び履行の計画並びに資金計画とする。

2 法第四条第二項第五号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 直前三年の各事業年度の貸借対照表(直前の事業年度の末日が許可の申請の日の前日の一日以上前のある場合にあつては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び許可の申請の日前一月以内の一定の日現在において作成した貸借対照表)及び損益計算書(これらに係る勘定科目内訳明細書を含む)並びに株主資本等変動計算書

二 法人税の直前三年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
三 別記様式第一により作成した株主又は出資者に関する調査書
四 相談役及び顧問の氏名及び住所を記載した書面
五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三条第一項の免許又は建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けていることを証する書面
六 法第六条第三号から第六号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
七 役員及び積立式宅地建物販売業法施行令(以下「令」という)第三条第一項で定める使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書面
八 事業の沿革を記載した書面
(積立式宅地建物販売契約書の内容の基準)

第四条 令第五条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 目的物である宅地又は建物の引渡し後代金の一部を支払う場合における代金債務を担保するため積立式宅地建物販売の相手方が講ずべき措置に関する事項

二 積立式宅地建物販売の相手方が支払うべき代金(積立金を含む)。次項第二号において同じ。)
以外の金銭に関する事項

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、積立式宅地建物販売の相手方が代金債務を担保するため講ずべき措置があるかどうか、及び当該措置がある場合におけるその内容に関する定めがあること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、積立式宅地建物販売の相手方が支払うべき代金以外の金銭があるかどうか、並びに当該金銭がある場合におけるその額の決定の基準及び方法並びにその授受の目的及び時期に関する定めがあること。

3 その第五条第二項第七号の国土交通省令で定める積立式宅地建物販売の相手方が支払うべき代金以外の金銭を徴収する旨の定めその他積立式宅地建物販売の相手方の利益の保護に著しく欠けることとなる定めとする。

(許可証の様式)

第五条 法第八条の規定により交付しなければならない許可証の様式は、別記様式第三によるものとする。

(書換交付の申請)

第六条 積立式宅地建物販売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(再交付の申請)

第七条 積立式宅地建物販売業者は、許可証を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

2 許可証を汚損し、又は破損した積立式宅地建物販売業者が前項の申請をする場合には、その汚損し、又は破損した許可証を添えてしなければならない。

(返納)

第八条 積立式宅地建物販売業者又は積立式宅地建物販売業者であつた者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

2 法第九条の規定により許可がその効力を失つたとき。

一 法第四十四条第二項又は法第四十五条第一項の規定により許可を取り消されたとき。

二 法第十四条第二項で定める届出をする者は、当該廃業等に係る積立式宅地建物販売業者が国土交通大臣の許可を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者であるときは都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

三 亡失した許可証を発見したとき。

四 法第十二条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る積立式宅地建物販売業者が国土交通大臣の許可を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者であるときは都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

五 法第十二条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る積立式宅地建物販売業者が国土交通大臣の許可を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者であるときは都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

六 法第十二条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る積立式宅地建物販売業者が国土交通大臣の許可を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者であるときは都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

七 法第十二条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る積立式宅地建物販売業者が国土交通大臣の許可を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者であるときは都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

八 法第十二条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る積立式宅地建物販売業者が国土交通大臣の許可を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者であるときは都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

九条 法第十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる書類を添附し、別記様式第四による届出書を提出してしなければならない。

一 法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の場合 变更後の定款

二 法第四条第一項第二号に掲げる事項の変更の場合(役員又は令第三条第一項で定める使用者の減員に係るもの)を除く。(住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに新たに役員又は令第三条第一項で定める使用者となる者がある場合においては、法第六条第六号に該当しない者であることを誓約する書面及びその者の略歴を記載した書面

三 法第四条第一項第三号に掲げる事項の変更の場合(定款の変更を伴わないものを除く) 变更後の定款

四 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更の場合 第三条第二項第三号に掲げる書類及び定款の変更を伴うときは変更後の定款

五 法第四条第一項第五号に掲げる事項の変更の場合(当該免許又は許可が効力を失つたことに伴うものを除く) 第三条第二項第五号に掲げる書面

2 法第十条第二項の規定による届出は、変更前及び変更後の積立式宅地建物販売契約書を添附してしなければならない。

(名簿の登載事項)

第十一条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 許可証番号及び許可の年月日

二 法第二十九条の規定による公告があつたとき、法第四十二条第一項の規定による命令があつたとき、法第四十三条第一項の規定による命令があつたとき若しくは第二項の規定による命令

の取消しがされたとき又は法第四十四条第一項の規定による業務停止の処分があつたときは、
その年月日及び内容又はその旨
(名簿の訂正)

第十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条第一項の規定による届出があつたときは、
積立式宅地建物販売業者名簿につき、当該変更に係る事項を訂正しなければならない。

(名簿の消除)

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業者が合併により消滅したと
き、法第九条若しくは法第十二条第二項の規定により許可がその効力を失つたときは、積立式宅地建
物販売業者名簿につき、当該積立式宅地建物販売業者に係る部分を消除しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により積立式宅地建物販売業者名簿を消除したときは、遅滞な
く、その旨を、その消除に係る積立式宅地建物販売業者であつた者の主たる事務所の所在地を管
轄する都道府県知事に通知するものとする。

(名簿等の閲覧)

第十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十三条の規定により積立式宅地建物販売業者名
簿及びその許可を受けた積立式宅地建物販売業者の積立式宅地建物販売契約約款を一般的の閲覧に
供するため、積立式宅地建物販売業者名簿閲覧所(以下この条において「閲覧所」という。)を設
けなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲
覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第十五条 法第十九条第二項(法第二十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により
有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券
の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 國債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五
号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものと含む。次条にお
いて同じ。)については、その額面金額(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記
載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金
額。)の百分の九十五

二 地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額の百
分の九十

三 前各号以外の債券については、その額面金額の八十
割引の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについ
ては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額
面金額とみなす。

(営業保証金に充てることができる有価証券)
第十六条 法第十九条第二項(法第二十六条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省
令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 國債証券
二 地方債証券
三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券
(積立金等保全措置の変更)

第十七条 法第二十一条第一項の規定による届出書を提出してしなけ
ればならない。

第十八条 法第二十三条第二項の規定による営業保証金の取戻しの承認の申請は、別記様式第六に
よる申請書を提出してしなければならない。

2 法第二十三条第三項の規定による委託額の減額の承認の申請は、別記様式第七による申請書を
提出してしなければならない。

(営業保証金の保管替え等の届出)

第十九条 積立式宅地建物販売業者は、法第二十六条第一項の規定により営業保証金の保管替えが
され、又は同条第二項の規定により営業保証金を供託したときは、遅滞なく、その旨を、供託書
正本の写しを添附して、その許可を受けている国土交通大臣又は都道府県知事に届けるものと
する。

**2 前項の規定は、法第三十条第三項において準用する法第二十六条第一項の規定により営業保
証金供託委託契約の受託者が供託した営業保証金の保管替えがされた場合について準用する。**

第十九条の二 法第三十四条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

1 積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機と同条第一項に規定する積立式宅地建
物販売の相手方(以下この条において「相手方」という。)の使用に係る電子計算機とを接続
する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに
記録する方法

イ 積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された積立
式宅地建物販売契約約款に記載された事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、當
該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(同条第
三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあ
つては、積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を
記録する方法)

ロ 積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された積立
式宅地建物販売契約約款に記載された事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、當
該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(同条第
三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあ
つては、積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を
記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな
い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒
体をいう。第十九条の四第一項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに積立式宅
地建物販売契約約款に記載された事項を記録したもの交付する方法

2 前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成するこ
ができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機
と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十九条の三 令第十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事
項とする。

一 前条第一項に掲げる方法のうち積立式宅地建物販売業者が使用するもの

2 二 ファイルへの記録の方法

第十九条の四 法第三十四条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

2 二 ファイルへの記録の方法

第十九条の五 法第三十四条第五項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事
項とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

2 二 ファイルへの記録の方法

第十九条の六 法第三十四条第六項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事
項とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

2 二 ファイルへの記録の方法

2 前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することが
できるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、積立式宅地建物販売業者の使用に係る電子計算機
と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十九条の五

令第十四条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事
項とする。

一 前条第一項に掲げる方法のうち積立式宅地建物販売業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(証明書の様式)

第二十条 法第三十七条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第八によるものとする。

(従業者名簿の記載事項等)

第二十一条 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 生年月日

二 主たる職務内容

三 宅地建物取引士であるか否かの別

四 当該事務所(法第三条第一項に規定する事務所をいう。以下同じ。)の従業者となつた年月日

五 当該事務所の従業者でなくなつたときは、その年月日

六 法第三十七条第三項に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第八の二によるものとする。

七 積立式宅地建物販売業者は、法第三十七条第三項に規定する従業者名簿を最終の記載をした日

から十年間保存しなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第二十二条 法第三十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 積立式宅地建物販売の契約の締結の際の次の事項

イ 相手方の氏名(相手方が法人である場合においては、その商号又は名称)及び住所

ロ 契約年月日

ハ 各回ごとの積立金の支払分の額及び積立金の支払の方法

イ 確定年月日

ニ 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期を確定する時期に関する事項

二 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定の際の次の事項

イ 確定年月日

ロ 目的物である宅地の場合にあつては、現況地目、位置、形状その他当該宅地の概況、目的物が

建物の場合にあつては、構造上の種別、用途その他当該建物の概況

ハ 代金の額

二 目的物である宅地又は建物を引渡すべき時期

三 目的物である宅地又は建物が確定した後における代金を支払うべき時期(二回以上に分割し
て支払うべき場合にあつては、支払うべき時期及び各回ごとの支払うべき額)並びに代金(積
立金を含む。以下この条において同じ。)以外に相手方が支払うべき金銭の額、その支払うべき
時期及びその授受の目的

四 相手方から受領した金銭の額及び受領年月日並びに当該金銭が代金以外のものである場合に
おいては、その授受の目的

五 目的物を引渡した年月日

六 契約解除年月日並びに相手方に返還した金銭の額及び返還年月日

七 法第三十八条に規定する帳簿は、閉鎖後三年間保存しなければならない。

(標識の様式)

第二十二条 法第三十九条の国土交通省令で定める標識は、別記様式第九によるものとする。

(改善命令に係る収支率等)

第二十三条 法第四十二条第一項第一号の国土交通省令で定める率は、百分の百とする。

3 法第四十二条第一項第三号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たない場合、積立金
の合計額又は負債の合計額が財産の構成に照らし著しく過大である場合(保有する不動産の価
額の合計額が資産の構成に照らし著しく過大である場合その他の財産の状況が健全な場合
に損害を与えた場合又は損害を与えるおそれがある場合、積立式宅地建物販売の契約の相手方
に損害を与えた場合又は損害を与えるおそれが大である場合、積立式宅地建物販売の契約の締
結の勧誘を行なう者又は積立金その他の金銭の集金を行なう者に対する指導監督が十分でない
場合その他業務の運営が不適当な場合)

(収益の額等の計算方法)

第二十四条 法第四十二条第二項に規定する収益の額は、純売上高(完成工事高その他の役務原価を含
む。)の額及び営業外収益の額を合計して計算するものとする。この場合において、割賦販

売に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している積立式宅地建物販売業者について
は、その未実現利益の当該事業年度における増加額は、収益の額から控除し、減少額は、収益の
額に算入するものとする。

2 法第四十二条第二項に規定する費用の額は、売上原価(完成工事原価その他の役務原価を含
む。)の額、販売費及び一般管理費の額並びに営業外費用の額を合計して計算するものとする。
3 前二項の場合において、前期損益修正その他の通常の営業活動以外の原因により発生した特別の
利益又は損失の額は、収益又は費用の額に算入しないものとする。

4 法第四十二条第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額を合計して計
算するものとする。この場合において、割賦販売に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計
上している積立式宅地建物販売業者については、当該未実現利益の額を流動資産の合計額から控
除するものとする。

一 現金

二 預金

三 受取手形

四 売掛金(完成工事未収入金を含む。)

五 有価証券(投資有価証券を除く。)

六 投資有価証券(第十六条各号に掲げるもの並びに証券投資信託及び貸付信託の受益証券に限
る。)

七 商品及び製品(販売用土地建物を含む。)

八 仕掛品及び未成工事支出金

九 原材料

十 貯蔵品

十一 前渡金

十二 立替金

十三 前払費用(一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。)

十四 未収収益

十五 短期貸付金

十六 法第十九条第一項の規定により供託された営業保証金

十七 前各号に掲げるもの以外の資産(一年以内に現金化できると認められるものに限る。)

十八 法第四十二条第二項に規定する流動負債の合計額は、次の各号に掲げる負債の額を合計して計
算するものとする。

一 支払手形

二 買掛金(工事未払金を含む。)

三 短期借入金

四 未払金

- 五 未払費用
六 積立金等（法第十八条に規定する積立金等をいう。以下同じ。）
七 前受金（未成工事受入金を含む。）
八 預り金
九 前受収益
十 法人税等充当
十一 賞与引当金その他の引当金（一年以内に支出されると見込まれるものに限る。）
十二 前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）
13 第四項又は前項に規定する資産又は負債の額は、その計算をしようとする日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（第四項第三号、第四号及び第十五回に掲げる資産並びにこれらに準ずる債権については貸倒引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつては、その帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を下えるときは、負債にあつては、その帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。
(処分の公告)
- 第二十五条 法第四十七条の規定による公告は、国土交通大臣の处分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の处分に係るものにあつては都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他適切な方法により行うものとする。
- 第二十六条 国土交通大臣は、法第四十二条第一項、法第四十三条、法第四十四条又は法第四十五条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、積立式宅地建物販売業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。
- 第二十七条 削除
(事業報告書の様式)
- 第二十八条 法第四十九条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十によるものとする。
(報告書の提出)
- 第二十九条 積立式宅地建物販売業者は、事業年度が一年である場合においては、別記様式第十一により作成した各事業年度の前半期に係る要約損益計算書を当該期間の満了日の翌日から起算して五十日以内にその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
2 積立式宅地建物販売業者は、事業年度が一年である場合においては、各事業年度の初日から起算して三月、六月及び九月を経過する日、事業年度が六月である場合においては、各事業年度の初日から起算して三月を経過する日現在において別記様式第十二により作成した要約貸借対照表をこれらの日の翌日から起算して五十日以内にその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
(身分証明書の様式)
- 第三十条 法第五十一条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第十三によるものとする。
- 附 則
(施行期日)
この省令は、法の施行の日（昭和四十六年十一月十五日）から施行する。
- 附 則
(昭和四九年八月一日建設省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則
(昭和五一年一月三〇日建設省令第二号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則
(昭和五三年九月一日建設省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

- 附 則 (施行期日) (昭和五六年九月二八日建設省令第一二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五六年十月一日から施行する。
第十六条 法附則第六条第一項により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法第四十九条第一項の規定により発行した住宅債券及び法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団が旧宅地開発公団法第三十四条第一項の規定により発行した宅地開発債券は、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則第十六条各号に規定する有価証券とみなす。
附 則 (昭和五八年九月五日建設省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六三年一月一八日建設省令第二三号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和六十三年十一月二十一日から施行する。
(経過措置)
1 この省令の施行の際現に交付されている改正前の積立式宅地建物販売業法施行規則第二十条第一項の規定による証明書は、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則第二十条の規定による証明書とみなす。
附 則 (平成二年五月一一日建設省令第四号)
この省令は、平成二年九月一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則第十五条の二の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三年六月二〇日建設省令第一一号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることができる。
附 則 (平成六年一月二十四日建設省令第一二号)
この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成六年九月一九日建設省令第二五号)
この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附 則 (平成七年一月二七日建設省令第一号)
(施行期日)
1 この省令は、平成七年一月三十日から施行する。
(経過措置)
2 平成六年十二月までの各月における積立金等の状況及び積立式宅地建物販売の契約件数に関する報告については、なお従前の例による。
附 則 (平成一一年九月二七日建設省令第四一号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
附 則 (平成一一年九月二七日建設省令第四一号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
附 則 (平成二年一月三一日建設省令第一〇号)
この省令は、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則第十六条各号に規定する有価証券とみなす。
附 則 (平成二二年一月三一日建設省令第一〇号)
この省令は、前条の規定により発行した住宅・都市整備債券は、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則第十六条各号に規定する有価証券とみなす。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三一日建設省令第一八号)

(施行期日) この省令は、民事再生法の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

この省令は、信用金庫法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日国土交通省令第四二号)

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月二七日国土交通省令第二二一号)

この省令は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十五年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日国土交通省令第三六五号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一三日国土交通省令第一〇九号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、(平成一五年五月一三日国土交通省令第一〇九号)抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、(平成一五年五月一三日国土交通省令第一〇九号)抄

(施行期日) この省令は、(平成一五年五月一三日国土交通省令第一〇九号)抄

附 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日) この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日) (積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 都市公団が旧都市公団法第五十五条第一項の規定により発行した都市基盤整備債券は、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則第十六条各号に規定する有価証券とみなす。

附 則 (平成一六年六月三〇日国土交通省令第七四号) 抄

(施行期日) この省令は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一六年六月三〇日国土交通省令第七四号) 抄

(施行期日) (積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 地域振興整備公団が旧地域公団法第二十六条第一項の規定により発行した地域振興整備債券は、第三条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則第十六条各号に規定する有価証券とみなす。

附 則 (平成一六年一一月二八日国土交通省令第一一四号) 抄

(施行期日) この省令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月一一日国土交通省令第六六号) 抄

(施行期日) この省令は、法の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年二月二八日国土交通省令第三二号) 抄

(施行期日) この省令は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の施行の日(平成十八年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第六〇号) 抄

(施行期日) この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号) 抄

(施行期日) この省令は、(この省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。)

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一八年九月二〇日国土交通省令第八八号) 抄

(施行期日) この省令は、(この省令は、平成十八年十月一日から施行する。)

附 則 (平成一九年四月六日国土交通省令第五六号) 抄

(施行期日) この省令は、(この省令は、平成九年四月六日から施行する。)

附 則 (平成一八年九月二〇日国土交通省令第八八号) 抄

(施行期日) この省令による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。

附 則 (平成一九年四月一一日国土交通省令第三〇号) 抄

(施行期日) この省令は、(この省令による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に規定する有価証券とみなす。)

附 則 (平成一九年四月一一日国土交通省令第五五号) 抄

(施行期日) この省令は、(この省令による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則の規定は、平成十九年四月一日から施行する。)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二十五年九月一三日国土交通省令第七六号) この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年九月十四日)から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月一日国土交通省令第七九号)

(施行期日)

1 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十一号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第十は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第一条関係）

(A 4)

(第一面)

許可申請書			
※許可証番号	国土交通大臣 第 号	※許可年月日	年 月 日
積立式宅地建物販売業法第3条の規定による許可を申請します。			
年 月 日			
住 所			
商号又は名称			
代表者の氏名			
(事務上の連絡先、電話番号及び担当者)			
国土交通大臣 知事			
(ふりがな) 商号又は名称			
役員及び積立式宅地建物販売業法施行令第3条第1項で定める使用人の氏名、役名及び職名並びに住所			
(ふりがな) 氏名	役名及び職名	住 所	

事務所の名称及び所在地	
名 称	所 在 地
(主たる事務所) 電話 ()	
(従たる事務所) 電話 ()	
~~~~~	
資本金又は出資の額 円	
宅地建物取引業法第3条第1項の免許又は建設業法第3条第1項の許可に関する事項	
区 分	宅地建物取引業の免許 建設業の許可
免許証番号又は許可証番号	
免許年月日又は許可年月日	
許 可 の 区 分	一般建設業 専定建設業
許可を受けた建設業の種類	
積立式宅地建物販売業以外に行っている事業の種類	
~~~~~	

(第二面)

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄 (消印してはならない)
--

(記載上の注意)

- 1 ※印欄は、記載しないこと。
- 2 「宅地建物取引業法第3条第1項の免許又は建設業法第3条第1項の許可に関する事項」の欄中「許可の区分」の欄は該当するものを○でかこむこと。

別記様式第二（第三条関係）(昭58建令15・全改、平6建令2・平16国交令34・一部改正)
(A 4)

株主又は出資者に関する調書								
1 株主の概況								
株 主 別	区分	平均1人当たり持株数 株（単位）						
		政府及び金 融機関	地方公共 団体	その他の 法人等 (うち の法人 個人)	個人 等 (うち の個人)	その他	人	計
株 主 数	人						()	
所有株式数(イ)	株(単位)						()	
所有株式数の合計に対する(イ)の割合	%						()	100
所 有 株 式 数 別	株 (単位)	株 (単位)	株 (単位)	株 (単位)	株 (単位)	株 (単位)	株 (単位)	計
株 主 数(イ)	人	以上	以上	以上	以上	以上	未満	
所有株式数(イ)	株(単位)	株(単位)	株(単位)	株(単位)	株(単位)	株(単位)	株(単位)	
株主数の合計に対する(イ)の割合	%							100
所有株式数の合計に対する(イ)の割合	%							100

2 大株主

氏名又は名称	住所	所有株式数(イ)	発行済株式総数に対する(イ)の割合
		株	%
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計			

(記載上の注意)

- 「1」については、許可申請書提出日の直前の事業年度の末日以後一定の日現在の状況を記載し、「外国法人等」の欄は、外国国籍を有する個人及び外国の法令に基づいて設立された法人等について記載し、その個人について内書きすること。
- 「1」については、商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第15条第1項の会社にあっては、単位未満株式についての記載を省略することができる。この場合においては、所有株式数を単位によって記載し、1単位の株式数及び単位未満株式の総数を注記すること。
- 「2」については、許可の申請の日前1月以内の一定の日現在における所有株式数(他人(仮設人を含む)名義のものを含む)の多い者30名について記載すること。
- 株式会社以外の法人にあっては、出資者の概況及び大出資者について、「1」及び「2」に準じて記載すること。

別記様式第三（第五条関係）（平6達令2・平12達令41・平18達令32・一部改正）（A4）

積立式宅地建物販売業許可証	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
許可証番号	国土交通大臣 第 号
知事	
積立式宅地建物販売業法第3条の規定により、積立式宅地建物販売業の許可を与えたことを証する。	
年 月 日	
国土交通大臣 	
知事	

別記様式第四（第十条関係）（平6達令2・平12達令41・令28達令96・一部改正）（A4）

変更届出書			
下記の事項について変更があつたので、積立式宅地建物販売業法第10条第1項の規定により、届け出ます。			
年 月 日			
許可証番号			
住所			
商号又は名称			
代表者の氏名			
(事務上の連絡先、電話番号及び担当者)			
国土交通大臣 殿			
知事			
記			
事項	変更前	変更後	変更年月日

別記様式第五（第十七条関係）(平14国交令121・全改、令2国交令98・一部改正) (A 4)

積立金等保全措置届出書							
積立金等保全措置につき、積立式宅地建物販売業法第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。							
年月日							
許可証番号							
住所							
商号又は名称							
代表者の氏名							
(事務上の連絡先、電話番号及び担当者)							
国土交通大臣							
殿							
知事							
記							
1 基準日	年月日						
2 基準日における積立金等の額	Ⓐ Ⓛ 円						
3 基準額	Ⓐ×一 Ⓛ Ⓛ 円						
4 積立金等保全措置の内容							
(1) 営業保証金の供託							
イ 金銭の供託							
供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額				
			(計)Ⓐ				
ロ 有価証券の供託							
供託所名	供託年月日	供託番号	回記号番	号枚	券面額	面割合	合計額
					円	円	円
					(計)	(計)	(計)Ⓐ

ハ 振替国債の供託							
供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	金額	供託額		
					(計)Ⓐ		
(2) 営業保証金供託委託契約の締結							
受託金融機関	契約年月日	契約対象期間	委託額				
			円				
			(計)Ⓐ				
5 積立金等保全措置を講じた額 Ⓛ+Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ Ⓛ Ⓛ 円							

(記載上の注意)

- 1 有価証券の供託の欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。
- 2 「契約対象期間」の欄は、その期間内に積立式宅地建物販売業者が法第36条第1項各号の一に該当したこととなつた場合に、受託者が委託額に相当する額の営業保証金の供託をすることを約した期間を記載すること。

別記様式第六（第十八条関係）(平14年交令121・全改、令2年交令98・一部改正) (A 4)

営業保証金取扱し承認申請書
積立式宅地建物販売業法第23条第2項の規定により、営業保証金の取扱について承認されたく、下記のとおり申請します。

年月日

許可証番号

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

(事務上の連絡先、電話番号及び担当者)

国土交通大臣

般

知事

記

1 現に講じている積立金等保全措置の内容

基準日	年月日	基準日における積立金等の額	円
現に積立金等保全措置を講じている額	①	円 基準額	② 円
		基準額を超過する①-②	円
		こととした額	円
内 容	金 銭	円	
供託している有価証券	円	取扱しができる営業	
振替国債	円	保証金の額	円
	計	円	

2 取戻しをしようとする営業保証金
イ 金銭

金額	供託年月日	供託番号	供託所名
円			
(計)			

ロ 有価証券

名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	供託額	供託年月日	供託番号	供託所名
				円	円	円			
				(計)	(計)	(計)			

ハ 振替国債

銘柄	金額	供託額	供託年月日	供託番号	供託所名
	円	円			

3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

有価証券に関する欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

別記様式第七（第十八条関係）(平成2年・平成12年4月・令和2年4月改正)

(A 4)

營業保証金供託額減額承認申請書				
積立式宅地建物販売業法第23条第3項の規定により、營業保証金供託委託額について承認されたく、下記のとおり申請します。				
年 月 日				
許可証番号				
住所				
商号又は名称				
代表者の氏名				
(事務上の連絡先、電話番号及び担当者)				
国土交通大臣 殿 知事				
記				
基準日	年 月 日	基準日における積立金等の額		円
現に積立金等供託全額を 譲じている額		円	基準額(②)	円
内	供託している營業保証金の額	円	基準額を超えることとなつた額(①-②)	円
	現に締結している營業保証金供託契約	供託委託額の減額の内容		
金融機関年月日	対象期間	委託額	契約解約年月日	減額額
取		円		円
		(計)		(計)

(注) 营業保証金供託委託契約の一部を解除して委託額を減額したことを証する書面を添付すること。

別記様式第八(第二十条関係)

表

従業者証明書	
従業者証明書番号	
従業者氏名 (年月日生)	
業務に従事する	
事務所の名称	
及び所在地	
この者は、積立式宅地建物販売業者の従業者であることを証明します。	
証明書有効期間 年月日から 年月日まで	
許可証番号 國土交通大臣 第 号 知事	
商号又は名称	
主たる事業所の所在地 代表者氏名	
裏	
住 所	
備 考	
積立式宅地建物販売業法抜き 第37条 積立式宅地建物販売業者は、國土交通省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。	

別記様式第八の二（第二十一条の二関係）

- 1 「発送者記明番号」の欄には、法37条第1項の記明番号を記入すること。
2 記事等に業者を通じて記入すること。
3 記事等へ書き事由が複数ある場合に、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、はっきり消すこととする。

備考

- 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までの場合は、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - 第5けた以下には、従業者ごとに重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 業務に従事する事務所又は現住所に変更があつたときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
- 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 証明書の有効期間は3年以下とすること。

別記様式第九（第二十二条関係）（平6建令2・平12建令41・一部改正）

積立式宅地建物販売業者票	
許可証番号	国土交通大臣 知事 第 号
許可年月日	年 月 日
商号又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	

35cm以上

別記様式第十（第二十八条関係）（平10建交令6・改正、平21建交令30・平28建交令20・平28
國交令79・令元國交令1・令2國交令9・一部改正）（A4）事業報告書

事業年度 自 年 月 日

(第 期) 至 年 月 日

標記の事業年度が終了したので、積立式宅地建物販売業法第49条の規定により、
下記のとおり報告します。

国土交通大臣

殿

如事

年 月 日提出

許可証番号

商号又は名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

事務上の連絡先

担当者

電話番号

記

1 法人の概況

1-1 設立年月日

1-2 資本金（出資）の額の推移

1-3 株式（出資口）の総数

1-4 株主（出資者）の状況

(1) 株主（出資者）の概況

(2) 大株主（大出資者）

1-5 配当等の推移

1-6 組織並びに役員及び従業者の状況

1-7 備品の状況

1-8 関係会社その他の主要取引法人に関する事項

1-9 株主総会（総会等）に関する事項

1-10 役員会（理事会）に関する事項

2 事業の状況

2-1 積立式宅地建物販売業の状況

2-2 その他の宅地建物取引業の状況

2-3 その他の建設業の状況

2-4 その他の兼業の状況

3 経理の状況

3-1 財務諸表

(1) 比較貸借対照表

(単位 千円)

科 目	第 一 期		第 二 期		増 減 額
	(年 月 日 (現在))	内訳金額構成比	(年 月 日 (現在))	内訳金額構成比	
(資 産 の 部)					
I 流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金					
受 取 手 形					
貸 倒 引 当 金					
売 掛 金					
積立式宅地建物販売業に 係る売掛金					
貸 倒 引 当 金					
その他の宅地建物取引業 に係る売掛金					
貸 倒 引 当 金					
その他の建設業に係る完 成工事未収入金					
貸 倒 引 当 金					
そ の 他 の 売 掛 金					
貸 倒 引 当 金					
有 価 証 券 品					
商 品 ・ 製 品					
販売用土地建物その他の 商品・製品					
仕掛品・未成工事支出金					
積立式宅地建物販売業に係 るもの					
そ の 他 の 宅 地 建 物 取 引 業 に 係 る も の					
そ の 他 の 建 設 業 に 係 る も の					
そ の 他 の 仕 銀 品 ・ 未 成 工 事 支 出 金					
原 材 料 ・ 貯 藏 品					
前 立 替 金					
未 立 替 金					

前 払 費 用	未 紹 介		未 支 付		未 支 付
	短 期 貸 付	金	貸 倒 引 当 金	金	
未 支 付 入 金					
積立式宅地建物販売業法の規 定により供託された營業保証 金					
現金による營業保証金					
有価証券による營業保証 金					
様 延 税 金 資 產					
そ の の 資 產					
貸 倒 引 当 金					
II 固 定 資 產					
(1) 有 形 固 定 資 產					
建					
減 価 償 却 累 計 額					
構					
減 価 儉 却 累 計 額					
機 械 ・ 装 備					
減 価 儉 却 累 計 額					
船					
減 価 儉 却 累 計 額					
車両 運 動					
減 価 儉 却 累 計 額					
工 具 ・ 器 具					
減 価 儉 却 累 計 額					
備					
減 価 儉 却 累 計 額					
土					
リース 資 產					
減 価 儉 却 累 計 額					
建 設 仮 勘 定					
そ の の 資 產					
減 価 儉 却 累 計 額					
有 形 固 定 資 產 合 計					
(2) 無 形 固 定 資 產					
借 地					

施設利用権							
の リ 一 そ そ 無形固定資産合計							
(3)投資その他の資産							
投資有価証券							
關係会社出資金							
出資金							
長期貸付金							
貸倒引当金							
長期前払費用							
投資固定資産							
土地・建物							
減価償却累計額							
その他の投資固定資産							
減価償却累計額							
換算差額金資産							
その他							
投資その他の資産合計							
固定資産合計							
III 様延資産							
株式交付出資							
社債発行							
その他							
様延資産合計							
資産合計							
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形金							
買掛金							
積立式宅地建物販売業に係る買掛金							
その他の宅地建物取引業に係る買掛金							
その他の建設業に係る工事未払金							
その他の販売業に係る工事未払金							
その他の買掛金							
短期借入金							

リース債務							
未払費用							
未積立金等							
前受金							
その他の宅地建物取引業に係る前受金							
その他の建設業に係る未完成工事受入金							
その他の前受金							
預り金							
積立式宅地建物販売業に係る預り金							
その他の預り金							
従業員預り金							
前受収益							
部賦販売未実現利益							
積立式宅地建物販売に係る部賦販売未実現利益							
その他の割賦販売未実現利益							
賞与引当金							
未払法人税等							
換延税金負債							
その他							
流動負債合計							
II 固定負債							
社長期預り金							
長期借入金							
リース債務							
退職給付引当金							
負のののの							
換延税金負債							
その他							
固定負債合計							
負債合計							
(純資産の部)							
I 株主資本							
1資本							

2	新株式申込証拠金
3	資本剰余金 資本準備金 その他の資本剰余金 資本剰余金合計
4	利益剰余金 利益準備金 その他の利益剰余金準備金積立金
	株主優待金
5	自己株式
6	自己株式申込証拠金 株主資本合計
II	評価・換算差額等
1	その他の有価証券金 評価差額金
2	繰延ヘッジ損益
3	土地再評価差額金 評価・換算差額等合計
III	新株予約権計
	純資産合計
	負債・純資産合計

(2) 比較損益計算書

(単位 千円)

	課 金 費 費 費 費 費 費	租 稅 公 司
	營業利益 (營業損失)	營業外收入益
V	受取利息，割引利息	料息金益入用
	有價証券	科息
	受取配當金	
	有價証券完却	
	雜	
VI	營業外費用	
	支払利息，利息	科息
	社債	利債
	株式交付	費債
	社債免行	債
	商製品評価	價
	有價証券	評價
	有價証券完却	損
	原材料貯藏品評価	損
	売上割引	引
	貨付金等貸倒債却	
	雜	
	經常利益 (經常損失)	出
VII	特 別 利 益	
	前期損益修正	益
	そ の 他	失
VIII	特 別 損 失	
	前期損益修正	損
	そ の 他	失
	税引前当期純利益 (当期純損失)	益
	法稅、住民稅及び事業稅	
	法人稅等調整額	
	当期純利益 (当期純損失)	益

(3) 比較売上原価明細書

(4) 株主資本等變動計算書

自 年 月 日 から
至 年 月 日 まで

(単位 千円)

(5) 注記表
自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 調整の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - (1) 担保に供している資産の内容及びその金額
 - (2) 担保に係る債務の金額
 - (2) 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額
 - (3) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額
 - (4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額が項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (5) 保証債務、手形過期債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (6) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (8) 親会社株式の各表示区分別の金額
- 8 損益計算書関係

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 事業年度中に実行した剰余金の配当
 - (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - (2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した日の帳簿価額）の総額
 - (4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当
 - (5) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引
 - (1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	識別等の所有 (被所有)割 合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名 称又は氏名	識別等の所有 (被所有)割 合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額

- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
 16 重要な後発事象
 17 連結配当規制適用の有無
 18 その他
 (6)附属明細表
 3-2 主な資産、負債及び収支の内容
 3-3 資金繰り状況
 3-4 その他
 (記載上の注意)
 1 「1-1」については、設立の登記年月日を記載すること。
 2 「1-2」については、最近3年の各事業年度における（この間に資本金等の額の増減がない場合にはその直前の）資本金等の額の増減について記載すること。
 3 「1-3」については、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数、発行済株式の記名・無記名別、優先株・後払株等の種類別の発行数及び資本組入額等を記載すること。
 4 「1-4」については、当該事業年度末現在の状況について、別記様式第二の例により記載すること。
 5 「1-5」については、最近3年の各事業年度における1株当たりの配当額、税引後当期損益及び純資産額、配当性向等を記載すること。
 6 「1-6」については、当該事業年度末における経営組織図、各店部課の所属人員、役員及び令第3条第1項で定める使用人の役職名、氏名、生年月日、住所、略歴及び所有株式数、従業員の業務、販売、集金等の職種別の人数、平均年齢、平均勤続年数及び平均給与等を記載すること。
 7 「1-7」については、次に掲げるところにより記載すること。
 イ 当該事業年度末現在における設備（賃借中のものを含む。）について、販売設備その他の設備の区分により、事務所（工事等の事業所を含む。）別に、投資資本額等を記載すること（土地及び建物については、主要なものの所在地、用途及び面積を付記すること）。機械装置については、主要な事業部門別に区分して、その主要なものの台数、能力等を簡潔に記載すること（事業内容に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合には、その旨を付記すること。）
 ロ 設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画がある場合には、その内容、必要性、予算金額、既支払額、資金調達方法、着手及び完成予定期日

- 日、完成後における増加能力等を記載すること。
 ハ 販売能力等に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去又は災害による減少等がある場合には、その概要を記載すること。
 8 「1-8」については、関係会社その他の継続的な取引関係にある主要法人（金融機関を除く。）の商号、資本金の額、主な事業、権利式宅地建物販売業者が保有する競争権数及び保有割合、派遣役員の氏名及び役職名、主な取引内容及び2事業年度における取引額等を記載すること。
 9 「1-9」については、株主総会の招集年月日、通知した事項、決議した事項の概要等を記載すること。
 10 「1-10」については、取締役会の招集年月日、決議した事項の概要等を記載すること。
 11 「2-1」については、最近2事業年度における目的物等の確定前の契約の保有状況、目的物の確定後の契約の保有状況、新規契約締結の状況、権利金等の残高の状況、目的物等の確定の状況、目的物の引渡しの状況、売却金の状況、契約解除の状況及び契約解除に伴う返還債務の状況、次事業年度における目的物等の確定及び目的物の引渡しの予定その他の権利式宅地建物販売の契約の締結及び履行の計画等を記載すること。
 12 「2-2」については、最近2事業年度における宅地及び建物の種類別の販売件数及び販売高並びに販売用宅地の造成又は販売用建物の建築の実績（年度末において未完成のものがある場合にはその進捗状況、団地の名称等を付記すること。）、次事業年度における宅地及び建物の種類ごとの販売計画並びに販売用宅地の造成又は販売用建物の建築の計画等を記載すること。
 13 「2-3」については、最近2事業年度における建設工事の種類別の前期総越工事高、受注工事高、完成工事高及び手持工事高（出来高及び未成高を付記すること。）並びに主な完工工事及び手持工事の発注者、工事内容、施工場所、請負金額及び工期、次事業年度における建設工事の種類別の工事受注及び施工の計画等を記載すること。
 14 「2-4」については、兼業している業種名を示して、最近2事業年度における生産実績及び販売実績、次事業年度における生産計画及び販売計画等（兼業の性格上これらのこと項を表示することができない場合には、その業務の状況を説明するため適切な事項）を記載すること。
 15 権利式宅地建物販売業その他に関し重要な訴訟事件等がある場合には、「2-1」等にその概要を記載すること。
 16 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、

- その旨を付記すること。
- 17 財務諸表は、財政状態及び経営成績を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 18 財務諸表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 19 財務諸表に係る会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行ふ場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用のうえ、記載すること。
- なお、会計処理の原則及び手続について変更が行われた場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与える影響の内容を注記すること。
- 20 「3-1」の(1)及び(2)については、前事業年度分を左側に、当該事業年度分を右側に配列して記載し、かつ、その増減額を記載すること。
- 21 「3-1」の(3)については、次に掲げるところにより記載すること。
- イ 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- ロ 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「繰延資産」、「流動負債」又は「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- ハ 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」若しくは「繰延資産」の「その他」に属する資産又は「流動負債」若しくは「固定負債」の「その他」に属する負債で、その金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、それぞれ当該資産又は負債を明示する科目を設けて記載すること。
- 22 「3-1」の(2)については、次に掲げるところにより記載すること。
- イ 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- ロ 「雑費」に属する費用で「販売費・一般管理費」の総額の10の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目を設けて記載すること。
- ハ 記載上の注意22のロは、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失について準用する。
- ニ 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- ホ 記載上の注意22のニは、「特別損失」に属する科目の記載に準用する。
- 23 「3-1」の(3)については、事業別の売上原価の内訳及び構成比を、前事業年

- 度分を左側に、当該事業年度分を右側に配列して記載し、かつ、その増減額を記載するとともに、採用している原価計算の方法を記載すること。
- 24 「3-1」の(4)については、次に掲げるところにより記載すること。
- イ 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん取し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明確に記載すること。
- ロ その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- ハ 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由ごとの金額を表示する場合は、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- ニ 各合計欄の記載は省略することができる。
- ホ 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する通じ適用（以下単に「通じ適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。
- ヘ 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。
- ト 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (イ) 当期純利益又は当期純損失
- (ロ) 新株の発行又は自己株式の処分
- (ハ) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
- (シ) 自己株式の取得
- (ス) 自己株式の消却
- (ナ) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）による増加又は分割型の会社分割による減少
- (オ) 株主資本の計数の変動
- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替

- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 ④ 剰余金の内訳科目間の振替

チ 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。

リ 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(i) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他の資本剰余金の額の増加として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他の資本剰余金の額の増加を記載する方法

(ii) 新株の発行として、直接、その他の資本剰余金の額の増加を記載する方法
 企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

ヌ 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

ル 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (i) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 (ii) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

オ 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (i) 評価・換算差額等
 ① その他有価証券評価差額金
 その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 ② 繙延ヘッジ損益
 ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 純資産の部に直接計上された繙延ヘッジ損益の増減
 (ii) 新株予約権

- 新株予約権の発行
 新株予約権の取得
 新株予約権の行使
 新株予約権の失効
 自己新株予約権の消却
 自己新株予約権の処分

ワ 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(i) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(ii) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
 この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繙延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
 なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繙延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

25 「3-1」の(6)については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社		持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×

6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

□ 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

ハ 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

ニ 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重

要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

① 当該会計方針の変更の内容

② 当該会計方針の変更の理由

③ 遷及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く）には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④ 当事業年度の期首における通常又は適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することができない場合は、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ 前事業年度の期首における通常又は適用による累積的影響額を算定することができない場合は、次に掲げる事項を記載すること

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について通常又は適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について通常又は適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の当事業年度以前の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することができない場合は、次に掲げる事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における

④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。

ただし、重要な点の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 類似の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要な点の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬の内容

② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積の影響額

注7

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載すること。

(5) 保証債務、手形逋済債務、損害賠償債務等（負債の部に計上したもの）の種類別に総額を記載すること。

(6) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(7) 総額を記載するものとし、取締役、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。

(8) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注8 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

③ 配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。

(4) 事業年度末日後、定期株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注10 繙延税金資産及び繕延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用と伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合がおおむね1割程度とすること。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第12条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般的な取引と同様であることが明白な取引

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘査して一般的な取引の条件と同様のものを決定していること

が明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

注15 株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、そ

の旨を記載すること。

注18 注1から17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

26 「3-1」の⑥については、当該事業年度に係る預金明細表、有価証券明細表、販売土地建物明細表、有形固定資産明細表、関係会社有価証券明細表、長期借入金明細表、資本金明細表、資本準備金明細表、利益準備金及び任意積立金明細表、原価償却明細表、引当金明細表、担保提供資産明細表等を掲げること。

27 「3-2」については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 当該事業年度末現在における貸借対照表に掲げた主な科目に關し、おおむね次に掲げるところに従いその内容又は内訳を示すこと。ただし、附属明細表に掲げたものについてはこの限りではない。

(a) 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先別の金額を示し、さらには受取手形については、その期日別内訳を、売掛金については、その滞留状況を記載すること。

(b) 流動資産のうち、商品、製品、原材料、仕掛品等たな卸資産に属するものについては、主な内訳を記載すること。

(c) 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先別の金額を示し、さらには支払手形については、その期日別内訳を記載すること。

(d) 流動負債のうち、短期借入金については、設備資金、運転資金等に分け、さらに借入先別（比較的借入金額の少額なものは、無利息又は特別の利率が約定されているものを除き、まとめて記載してもよい。）に、用途（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等を記載すること。

(e) 未決算勘定がある場合には、その主な内訳を記載すること。

(f) その他の資産及び負債については、当該事業年度末現在における資産額額の100分の5を超える料目の主な内容又は内訳を記載すること。

ロ 当該事業年度の損益計算書の営業外収益及び営業外費用のうち、特殊なもので金額の大きいものについては、内容又は内訳を示すこと。

28 「3-3」については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 当該事業年度における資金繰実績を、原則として、各月別に示すこと。

ロ 入金面については、営業収入、営業外収入、借入金、増資又は社債発行による収入、その他の収入等、支出面については、原材料費、人件費、経費（営業費を含む）、設備費、借入金返済、支払利息、配当金、税金、その他の支出等

に分け、各資金の出入りを明らかにすること。

ロ 次事業年度の資金計画をイに準じて示すこと。

29 「3-4」については、当該事業年度の終了後事業報告書提出日までに資産若しくは負債に対する著しい変動又は損益に対する重要な影響を与えた事実若しくは与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

別記様式第十一 (第二十九条関係) (平成29年6月版・全般)

(A 4)

		要 約 損 益 計 算 書			(単位 千円)		
科 目		前年同期	当 半 期	前 期			
	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額
売 上 高							
積立式宅地建物販売業に係る 売上高							
そ の 他							
売 上 原 価							
積立式宅地建物販売業に係る 売上原価							
そ の 他							
修正前 売上総利益 (修正前 売上総損失)							
割賦販売未実現利益調整							
売上 総 損 益 (売上 総 損失)							
販売費・一般管理費							
歩合等報酬 販売手数料 荷造発送運賃 従業員給料手当 役員給料手当 広告宣伝費 貸倒引当金換入額・貸倒損失 賃借料 修理料 租税公課費 減価償却費 そ の 他							

営業利益(営業損失)		
営業外収益		
受取利息・割引料 受取配当金 有価証券売却益 そ の 他		
営業外費用		
支払利息・割引料 そ の 他		
経常利益(経常損失)		
特別利益		
特別損失		
税引前当期純利益 (税引前当期純損失) 当期純利益 (当期純損失)		

(記載上の注意)

記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、資本金又は出資の額が五千万円以上の法人にあっては、百万円単位をもって表示することができる。

別記様式第十二 (第二十九条関係) (平成29年6月版・全般)

(A 4)

		要 約 貸 借 対 照 表		
		前年同期末		当四半期末
		(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
		金額	構成比	金額
資	当 座 資 産			
	現 金 ・ 預 金			
	受 取 手 形			
	売 債 金			
	(うち積立式宅地建物販売業に係るもの)			
	そ の 他			
	棚 卸 資 産			
	(うち販売用土地建物)			
	流 動 資 産 合 計			
	有 形 固 定 資 産			
産	建 物 ・ 構 築 物			
	土 地			
	建 設 仮 勘 定			
	そ の 他			
	無 形 固 定 資 産			
資	投 資			
	(うち土地・建物)			
	固 定 資 産 合 計			
	積 延 資 産			
資産(負債・純資産)合計				

支 払 手 形		
買 掛 金		
(うち積立式宅地建物販売業に係るもの)		
短 期 借 入 金		
積 立 金 等		
割 賦 販 売 未 実 現 利 益		
(うち積立式宅地建物販売に係るもの)		
そ の 他		
流 動 負 債 合 計		
長 期 借 入 金		
そ の 他		
固 定 負 債 合 計		
負 債 合 計		
資 本 本 金		
資 本 剰 余 金		
利 益 剰 余 金		
純 資 産 合 計		

(記載上の注意)

- 貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、貸倒引当金又は減価償却累計額を当該資産から直接控除した額を記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、資本金又は出資の額が五千万円以上の法人あっては、百万円単位をもって表示することができる。

別記様式第十三 (第三十条関係) (平6達令2・一部改正、平7達令1・旧別記様式第十四
様式、平12達令41・一部改正)

(B 8)

表

身 分 証 明 書	
第 号	
所属局部課名 職名及び氏名 生年月日	
上記の者は、積立式宅地建物販売業法第51条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。	
交付年月日 有効期間	国土交通大臣 知事
㊭	

裏

積立式宅地建物販売業法抜き	
第51条 国土交通大臣は積立式宅地建物販売業を営むすべての者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内で積立式宅地建物販売業を営む者に対して、この法律の施行に必要な限度においてその職員に、事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他その業務に關係ある物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	

別記算式 (第16条第2項)

 $\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$

この式の計算は、額面金額10円ごとに行ない、発行の日から償還の日までの年数若しくは発行の日から供託の日までの年数について生ずる1年未満の端数又は額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生ずる1銭未満の端数は、切り捨てる。

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

この式の計算は、額面金額10円ごとに行ない、発行の日から償還の日までの年数若しくは発行の日から供託の日までの年数について生ずる1年未満の端数又は額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生ずる1銭未満の端数は、切り捨てる。